

さがみはらキッズプログラムサイト にんにん島 キャラクター「じゃれ丸」の
デザイン等の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さがみはらキッズプログラムサイト にんにん島 キャラクター「じゃれ丸」(以下「じゃれ丸」という。)のイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの(以下「デザイン等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 「じゃれ丸」のデザイン等に関する一切の権利は、公益財団法人相模原市民文化財団(以下「財団」という。)に属する。

(使用申請)

第3条 「じゃれ丸」のデザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「じゃれ丸」デザイン等使用申請書(第1号様式)を財団理事長(以下「理事長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 財団が主体となって実施する事業等で使用する時。
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用する時。
- (3) その他、理事長が認める時。

2 理事長は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第4条 理事長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し「じゃれ丸」デザイン等使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「じゃれ丸」デザイン等使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

(使用承認の期間)

第5条 デザイン等の使用承認の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。

2 第3条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しない

ものとする。

- (1) デザイン等の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 営利を目的とした使用と認められるとき。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- (6) 財団の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損うおそれのある場合
- (7) 定められた使用方法によってデザイン等が使用されないおそれのある場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、理事長がデザイン等の使用を不適当と認める場合
(デザイン等の適正使用)

第7条 使用者は、デザイン等の使用に関して、この要領を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 理事長は、デザイン等の使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の変更)

第8条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「じゃれ丸」デザイン等使用承認変更申請書(第4号様式)を理事長に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第9条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して「じゃれ丸」デザイン等使用承認取消通知書(第5号様式)を交付するものとする。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき。
- (2) 使用者が第4条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、財団はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第10条 デザイン等の使用は、原則無料とする。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第3条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

「じゃれ丸」デザイン等使用申請書

年 月 日

(公財)相模原市民文化財団理事長 あて

申請者 所在地 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____ 印
 電 話 _____

次のとおりさがみはらキッズプログラムサイト にんにん島 キャラクター「じゃれ丸」のデザイン等を使用したいので、申請します。

使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
作成又は使用個数 (単位)	()	
使用方法	※使用見本もしくは使用案を添付すること	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

「じゃれ丸」デザイン等使用承認通知書

相市文 発 第 号

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で申請のあったさがみはらキッズプログラムサイトにんにん島 キャラクター「じゃれ丸」のデザイン等の使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

(公財)相模原市民文化財団理事長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備 考	
担 当 課	(公財)相模原市民文化財団 総務課 電話042(749)2207

さがみはらキッズプログラムサイト にんにん島 キャラクター「じゃれ丸」の
デザイン等使用に係る承認条件

- 1 本デザイン等の使用にあたっては、『さがみはらキッズプログラムサイト にんにん島
キャラクター「じゃれ丸」のデザイン等の使用に関する要領』の規程に基づくこと。
- 2 本デザイン等との同一性を損なわないこと。また、本デザイン等と異なる表示を行う場
合には、予め財団理事長と協議を行うこと。
- 3 愛称は「じゃれ丸」とすること。
- 4 申請者が本デザイン等の使用に際して、故意または過失により財団に損害を与えた場合、
これによって生じた損害について賠償すること。
- 5 本デザイン等を付した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、財団は一切責
任を負わないものとする。
- 6 本デザイン等を付する製品等については、法令等で定める製造基準及び表示義務を満た
すものであること。
- 7 承認にかかる物品の（完成品・完成品の写真）を、速やかに理事長に提出すること。
- 8 その他の条件

--

「じゃれ丸」デザイン等使用不承認通知書

相市文 発 第 号

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で申請のあったさがみはらキッズプログラムサイトにんにん島 キャラクター「じゃれ丸」のデザイン等の使用について、次のとおり不承認いたします。

年 月 日

(公財)相模原市民文化財団理事長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
不承認の理由	
備 考	
担 当 課	(公財)相模原市民文化財団 総務課 電話042(749)2207

「じゃれ丸」デザイン等使用承認変更申請書

年 月 日

(公財)相模原市民文化財団理事長 あて

申請者 所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____ 印
電 話 _____

次のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので、申請します。

承認番号	相市文 発 第 号	
使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
変更する事項		
変更の理由		
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

「じゃれ丸」デザイン等使用承認取消通知書

相市文 発 第 号

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で相市文 発 第 号で通知した「じゃれ丸」デザイン等使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

年 月 日

(公財)相模原市民文化財団理事長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取り消しの理由	
備 考	
担 当 課	(公財)相模原市民文化財団 総務課 電話042(749)2207